



## 債務の一部でも支払ってしまうと 相続放棄できない？

### 相談者の気持ち

遠方に住む兄が突然死亡し、未払いの電気代と水道代を清算しました。1カ月ほどして、兄がサラ金に借金をしていたことが分かりました。残債が高額なので相続放棄したいのですが、債務の一部でも支払ってしまうと相続放棄できないのでしょうか。

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか



結論から言えば、ほぼ間違いなく、相続放棄はできます。

この問題は、相続に関する民法の条文だけですと、相続放棄は無理のように思えます。しかし、判例に基づく実務がかなり変わってきており、相続放棄を認める範囲が広がっているからです。

気になる条文は、次の2つです。

相続放棄は原則として自由なのですが、次の2つの場合は、それができないとされています。

1つは、「相続人が相続財産の全部または一部を処分したとき」（民法921条1号）。

もう1つは、「相続人が第915条第1項の期間内（＝大ざっぱに言えば、自分が相続人であることを知ったとき、普通は、兄が亡くなったことを知ったときですね。そのときから3カ月以内です）に限定承認\*または相続放棄をしなかったとき」（同2号）です。

設問では「清算後1カ月ほどして」ということですが、死亡を知ったときから3カ月が経過したのかは分かりません。ただ、債務を支払ってしまったという事実が「相続財産を処分した」とならないかという点は微妙なところです。

このような場合、前記の民法の規定をそのま

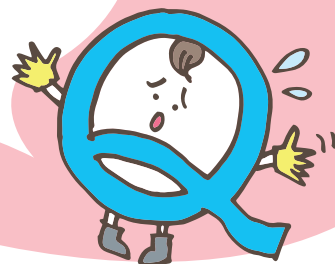
ま当てはめれば、既に相続放棄をすることはできず、相続人が被相続人の借金を返済しなければならないことになりそうです。

しかし、被相続人（＝兄）の死亡時に、借金があるかどうか分からない場合も多いでしょう。資産が無い場合であれば、これといった特別な相続手続きはしない場合も多く、その結果、債務を相続してしまうのでは、相続人にとってあまりにも酷な結果となってしまいうでしょう。

そこで、相続人に酷な結果となることを回避するため最高裁判所は、「3カ月以内に限定承認または相続放棄をしなかったのが、相続財産がまったく存在しないと信じたためであり、かつ、このように信ずるについて相当な理由がある場合には、民法915条1項所定の期間は、相続人が相続財産の全部または一部の存在を認識したとき、または通常これを認識することができるときから起算する」と判決し、相続開始を知って3カ月以上経過した場合でも、相続放棄が可能である余地を認めました（最高裁昭和59年4月27日判決）。

質問者もおそらくこれに該当するでしょう。

実際に、相続放棄の申述書を受け付けるのは家庭裁判所ですが、ここにおいても、前記の判例に従って実務は動いています。



\* 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐこと。共同相続人全員（相続放棄した人以外）で行う